

## 保護者会やPTAについて

令和8年3月更新

| 質 問                   | 回 答   | 備 考  |
|-----------------------|---|------|
| 保護者会やPTAはありますか。       | どちらもありません。これまで会費として集めていたものについては、学年費として徴収し、こどもに必要な用品等に使用します。 | 新規掲載 |
| 保護者からの意見の窓口はどこになりますか。 | クラス担任等にご相談ください。   | 新規掲載 |